

## 14 法的措置の概要

### (1) 法的措置とその種類

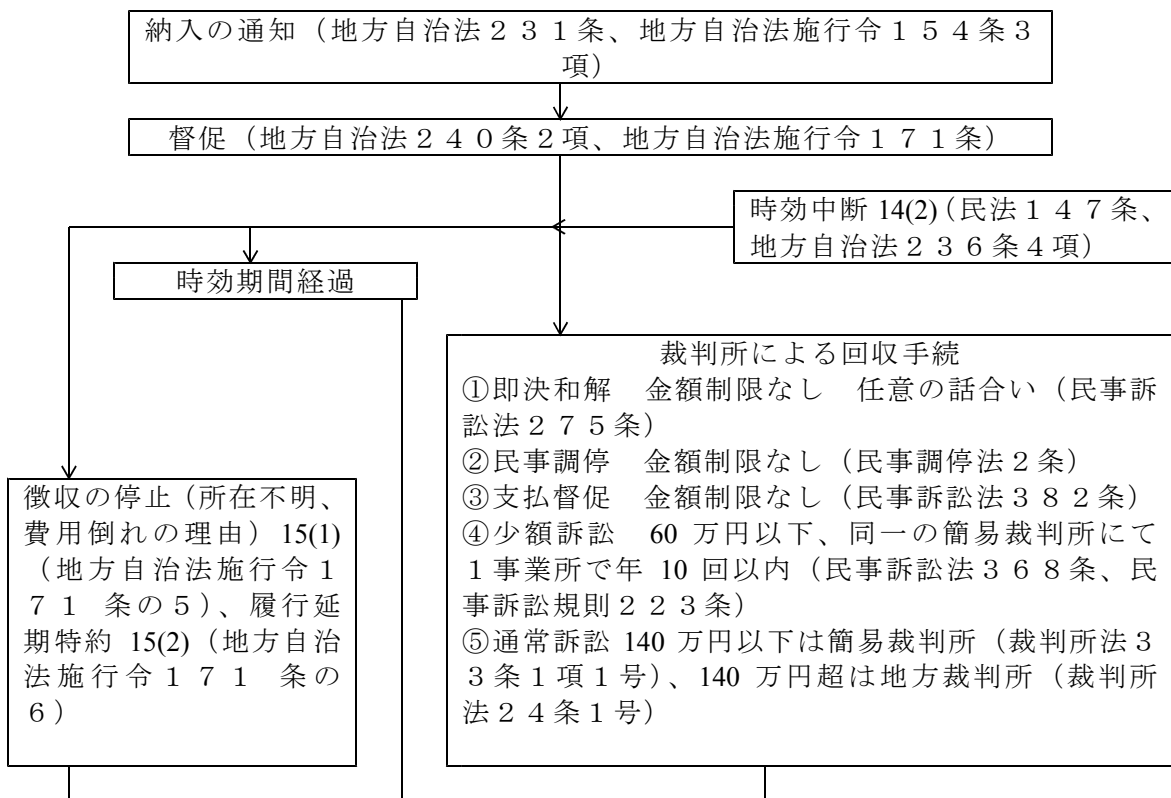
学校給食費は、自力執行（税金のような滞納処分）ができない債権であるため、滞納者に対しては議会の議決（地方自治法 96 条 1 項 12 号）（（議会の閉会時に訴えの提起、和解、調停をせざるを得ない場合は補充的手段として長の専決処分に対応し、後日議会に報告し承認を求める。）（地方自治法 179 条））を経たうえで、法的措置（訴えの提起、調停、和解）を行い、勝訴判決等により債務名義を得たうえで、民事執行法の規定に基づき、未納者の財産に対し強制執行を行う手続きが必要となる。

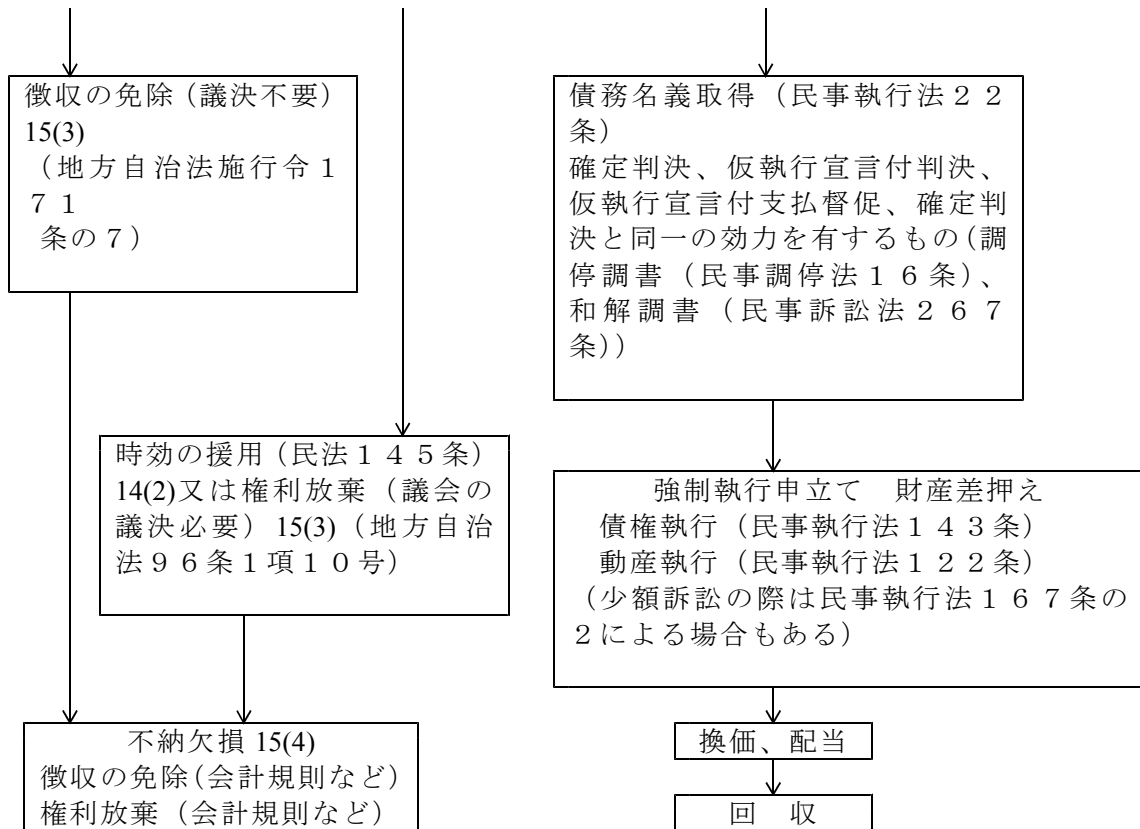
債務名義の取得とは、私法上の給付請求権の存在を公の文書により証明し、法律によって執行力が付与されることである。

- ・法的措置のメリット・デメリット（特に学校給食費の場合）

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促や催告を繰り返しても、何ら効果のない滞納者に対して特に悪質なケースだけでも法的措置を行うという毅然とした対応を取ることで、その他の滞納者に対しても支払を促すことができる。</li> <li>・法的措置をすれば多くの場合は支払、一部支払、分割納付の誓約を取ることができる。</li> <li>・消滅時効を 10 年に延長できる。（民法 174 条の 2 第 1 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務名義を取得するためには費用、時間がかかる。</li> <li>・債務者が有する財産を把握することは、難しい。</li> <li>・費用対効果を考えると債権額によっては、必ずしも債権回収のためだけには有効な方法とは言えない。</li> <li>・学校給食費は訴訟に移行した場合に、関係児童生徒が在学中の場合、学校現場等の要請により配慮を検討することとなる場合もある。</li> <li>・法的措置には、専門的な知識を必要とする。</li> </ul>

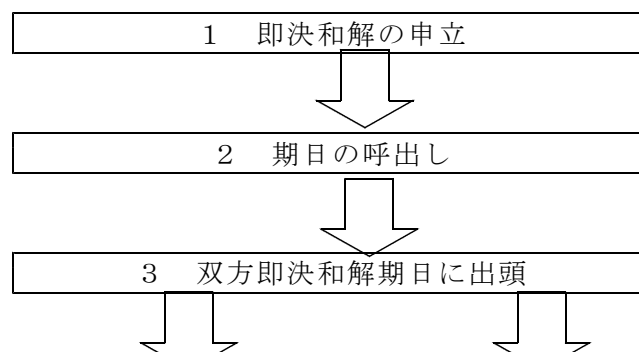
- ・学校給食費などの私法上の債権の整理の概要

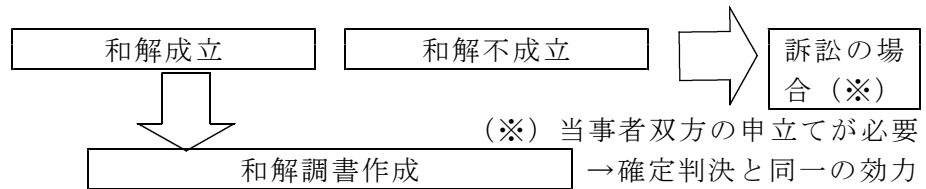




① 即決和解 (訴訟前の和解)

- ・前提条件・・・(ア) 当事者間で事前に任意の話合いができる状況 (※) であること。(※事実上話合いがまとまっていること)
  - (イ) 和解案について、議決 (専決) が得られていること。
- ・メリット・・・(ア) 早期解決 (通常1回程度)、債権回収が早期に実現
  - (イ) 判決の場合に比べオープンにならない。(手続きは非公開)
  - (ウ) 当事者に感情的なしこりが残りにくい。
  - (エ) 申立て費用が安価。(一律2,000円+郵券)
- ・デメリット・(ア) 相手方が期日に出頭しない場合は、和解不成立となり終了。
- ・その他・・・(ア) 和解が調わずに、出頭当事者双方の申立てがあるときは、直ちに通常訴訟への移行となる。(民事訴訟法 275条2項)
- ・概要

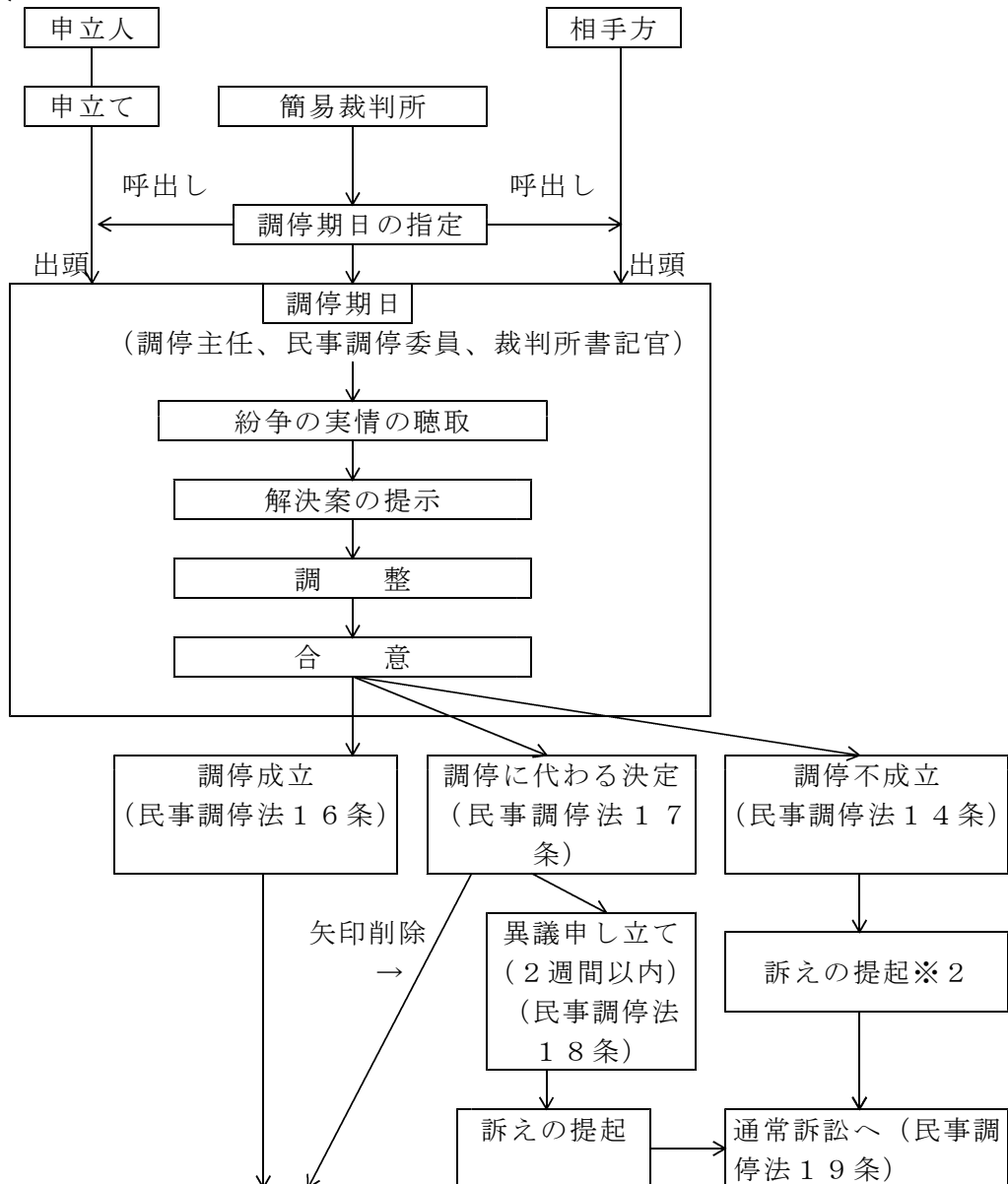




② 民事調停

- ・前提条件・・・(ア) 債務者が裁判所に出頭する見込みがあり、裁判所において支払条件の話し合いをすれば任意に支払に応じる可能性がある場合。
  - (イ) 調停を行うことは和解とほぼ同様であるため、調停案について議決（専決）が得られていること。
- ・メリット・・・(ア) 原則非公開で、裁判所の調停室で行われるため、オープンにならない。
  - (イ) 双方が納得するまで話し合うことが基本なので、債務者の実情に合った解決ができる。
  - (ウ) 調停申立手数料は、訴訟の半額。
- ・デメリット・・・相手方が話の場につく可能性がない場合や、合意が成立する見込みがない場合は、不成立になる。

・概要



調停調書※1

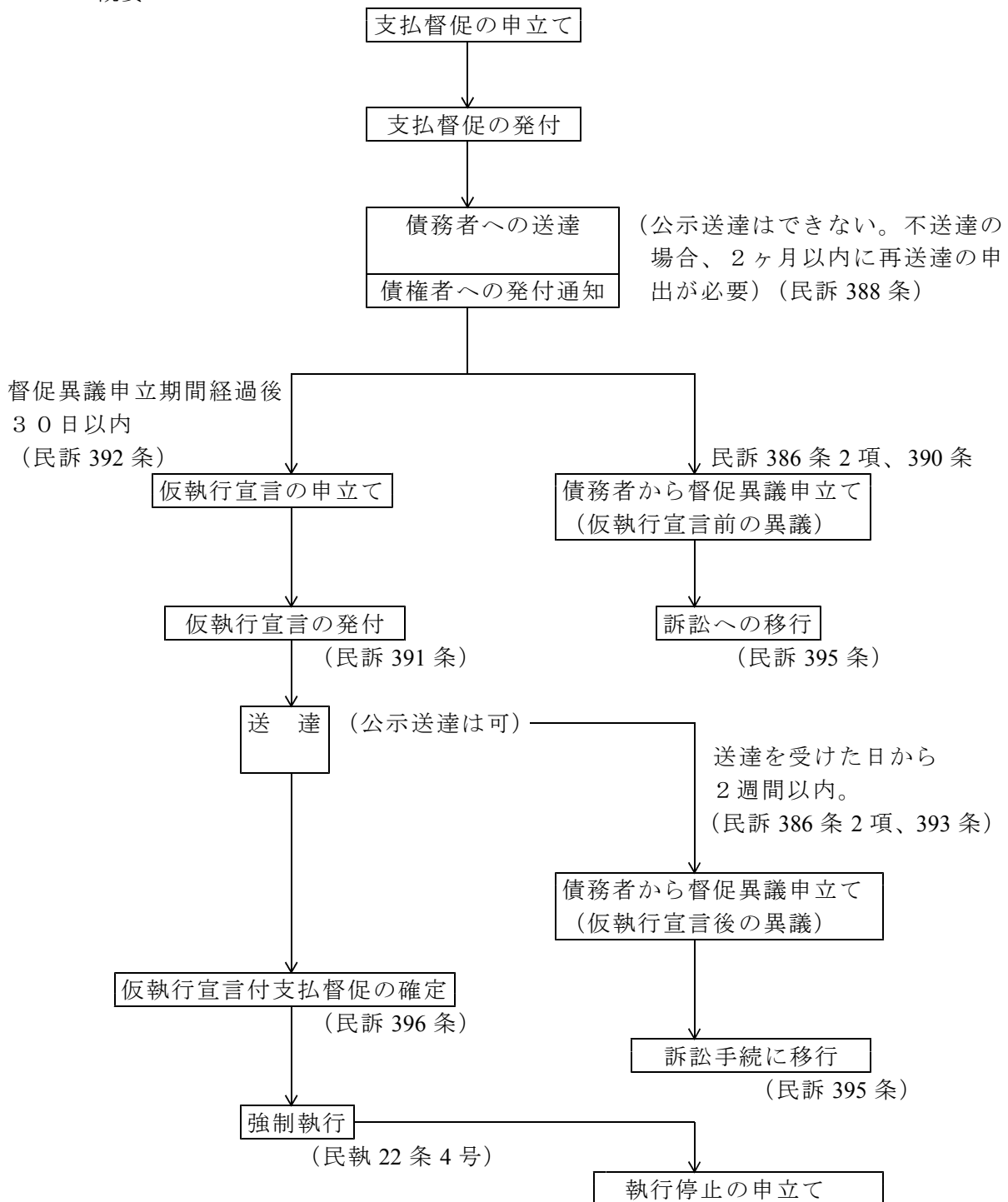
※1 交付申請が必要。裁判上の和解と同一の効力

※2 不成立から2週間以内に提訴すると調停費用が流用(通算)できる。

③ 支払督促

- ・前提条件・・・(ア) 債務者が金銭債務の存在自体については、認めて争わない又は争わないことが予想される場合。(行政・学校側の判断事例)
- (イ) 法律上の理由なく、資力があるにもかかわらず債務を履行しない場合。(行政・学校側の判断事例)
- (ウ) 支払督促に対する督促異議があった場合、通常訴訟についての議決(専決)を得る必要がある。

・概要



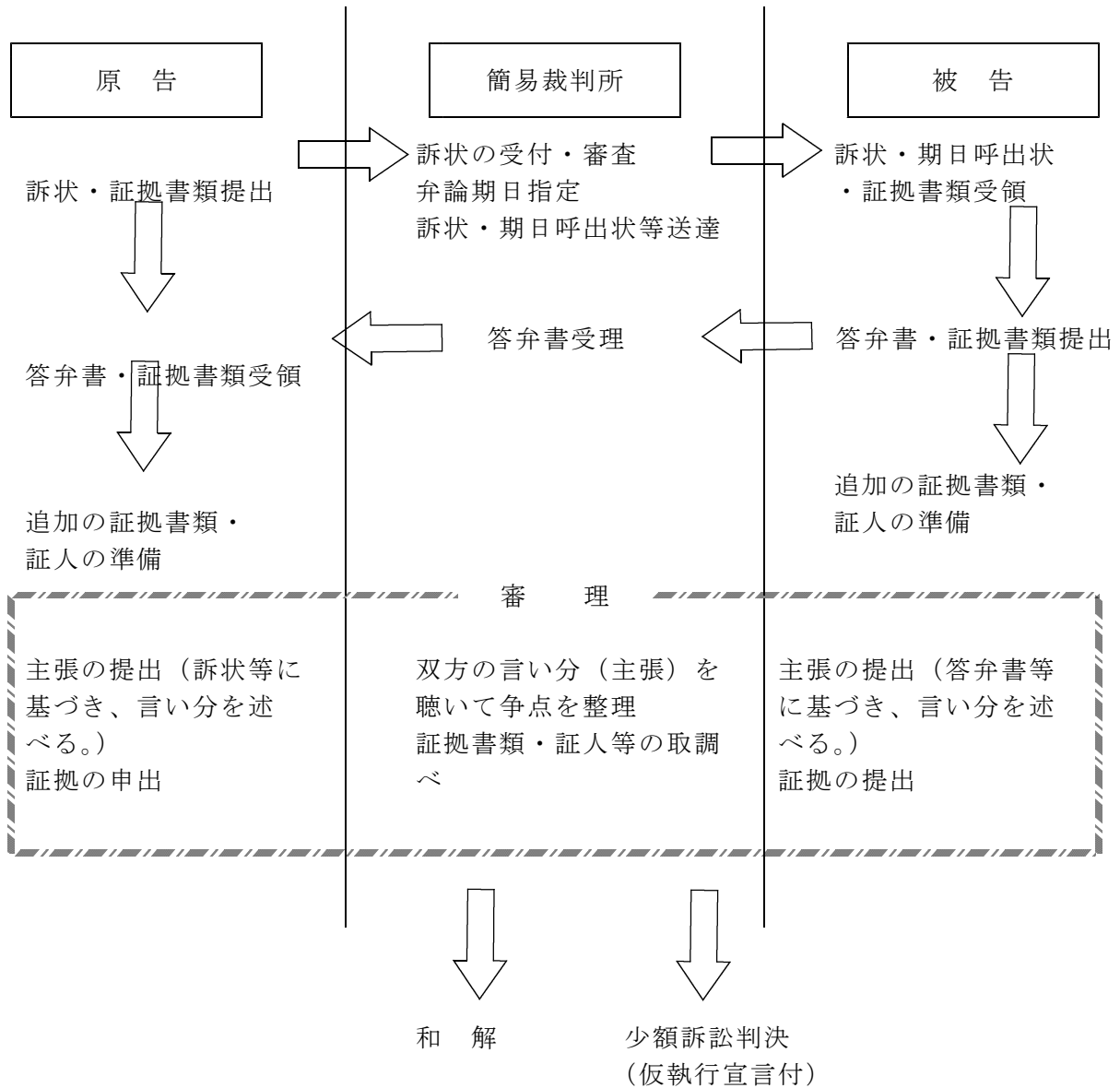
保証金の供託

執行停止の決定

(民訴 403 条 1 項 3 号)

④ 少額訴訟

- ・前提条件・・・提訴について、議決（専決）が得られていること。
- ・概要



※ 被告の申述又は職権により、通常の訴訟手続に移ることもある。

※ 少額訴訟判決後、異議申立て（民訴 378 条 1 項）を行い、弁論（民訴 379 条 1 項）を経て、少額異議判決（控訴不可）（民訴 380 条 1 項）となる場合もある。

⑤ 通常訴訟（民事訴訟）

- ・前提条件・・・(ア) 提訴について、議決（専決）が得られていること。  
(イ) 支払督促や少額訴訟等簡易な法的措置では対応できなかった場合。

・概要

申立人・原告代理人事務所

裁 判 所

相手方・被告代理人事務所

申立て準備

受 任

費用の関係

印紙

予納郵券

(登録免許税)

取寄関係

訴状委任状

資格証明書

申立書・訴状の作成

証拠保全申立て

訴 え 提 起

係・担当  
法廷の確認

訴 状 審 査

担 当 部 に 係 属

期 日 指 定

期 日 請 書

送達先調査

就業先送達上申  
付郵便送達上申  
公示送達申立て  
期日指定の申立て

訴 状 送 達

送達先調査依頼

訴 状 送 達

休 止 (※)  
(注：1ヶ月以内に短縮)

準備書面提出

書証提出

証拠申立書提出  
調書等謄写申請

調書送達申請

口頭弁論  
証拠調べ

書 証

人 証  
検 証  
鑑 定  
調 査 嘱 託  
文 書 送 付 嘱 託

和 解 成 立

記録頭出

口頭弁論終結

判 決 言 渡

送 達

不 送 達

送 達

期日指定の申立て

答弁書提出

準備書面提出

書証提出

証拠申立書提出  
調書等謄写申請

※双方が期日に不出頭の場合。

ア 支払督促と少額訴訟の比較

	支 払 督 促	少 額 訴 訟
制度 の 特 徴	簡易裁判所に支払督促の申立てをすれば、書面審査だけで裁判所から債務者に対して支払督促が送達される。(簡易な手続き)	簡易裁判所に訴状を提出することによって訴えを提起する。
	金額に制限はなし。	60万円以下の金銭の支払を求める訴えに限られる。同一人が同一裁判所に年10回まで提起できる。
	書類審査のみ。	原則1回の審理で結審。 それまでに証拠を提出しなければならず、事前に十分な準備をする必要がある。
	訴状のように債権者を呼び出して事情を聞いたり、証拠調べなどは一切行われず迅速。	判決は、原則として審理終了直後に言い渡される。裁判所書記官が2週間以内に送達。
	異議申立てがなされなければ、30日以内に仮執行宣言の申立てをすることにより、仮執行宣言付支払督促が出される。これによって、強制執行ができるようになる。→確定判決と同一の効力	判決に対しては、控訴することはできない。2週間以内に異議申立てをしなければ確定。
通常 訴 訟 へ の 移 行	債務者が支払督促受領後、仮執行宣言発付前に督促異議の申立てを行えば、支払督促は効力を失い、通常訴訟の提起があったものとみなされる。 債務者が仮執行宣言付支払督促受領後2週間以内に異議申立てを行えば通常訴訟の提起があったものとみなされる。 通常訴訟に移行しても、客観的に債権の存在が明らかな場合、債務者を話し合いの場につかせることができ、和解等で多くの場合、1回の期日で終了する。	原告が少額訴訟で審理を求めても、被告から通常手続移行の申述(民訴373条1項及び2項)があれば、通常訴訟へ移行される。
	相手方が所在不明で必要な事情がある場合には通常訴訟に移行できる(ただし、訴えの提起が必要)。(共通)	

イ 法的措置の申立手数料

学校給食費等の比較的少額債権の債務名義を得るため用いられる支払督促と少額訴訟の申立手数料は、次のとおりである。

申立手数料(貼用印紙代)

訴 額 等	支 払 督 促	少 額 訴 訟
10万円以下	500円	1,000円
10万円超20万円以下	1,000円	2,000円
20万円超30万円以下	1,500円	3,000円
30万円超40万円以下	2,000円	4,000円

40万円超50万円以下	2,500円	5,000円
50万円超60万円以下	3,000円	6,000円
60万円超70万円以下	3,500円	
70万円超80万円以下	4,000円	
80万円超90万円以下	4,500円	
90万円超100万円以下	5,000円	

100万円超は、省略する。

(民事訴訟費用等に関する法律2条1号、3条1項、別表1 1項及び10項)

※ 他に郵券等が必要

ウ 法的措置の検討に向けて整理する内容

(ア) 個人別集金台帳(資料編3頁)

(イ) 児童生徒ごとに未納対応(督促、催告)の経過とその状況を整理している書類

(ウ) 納付誓約書(納付計画書)(資料編24頁から25頁)

(エ) 保護者あて納入催告状(書)(資料編23頁)

(オ) 催告の経過で保護者から提供を受けた書類

(カ) 学校等からの当該年度の学校給食実施及び学校給食費に係る保護者あて通知(例資料編1頁)

(キ) 保護者からの学校給食申込書、学校給食費の口座振替申込書(依頼書)等の調定の根拠(例資料編2頁)

※ 未納理由等により分類したうえで、未納額の多い世帯から法的措置の検討を行う。

(2) 時効

時効中断事由としては次の場合があげられる。

ア 請求

(ア) 通常訴訟

(イ) 支払督促

(ウ) 和解及び調停の申立て

(エ) 破産手続参加

(オ) 催告後、6ヶ月以内に(ア)から(エ)を行った場合。

(カ) 督促(ただし、1債務について最初の1回に限るとされる考えもある。)

イ 差押、仮差押、仮処分

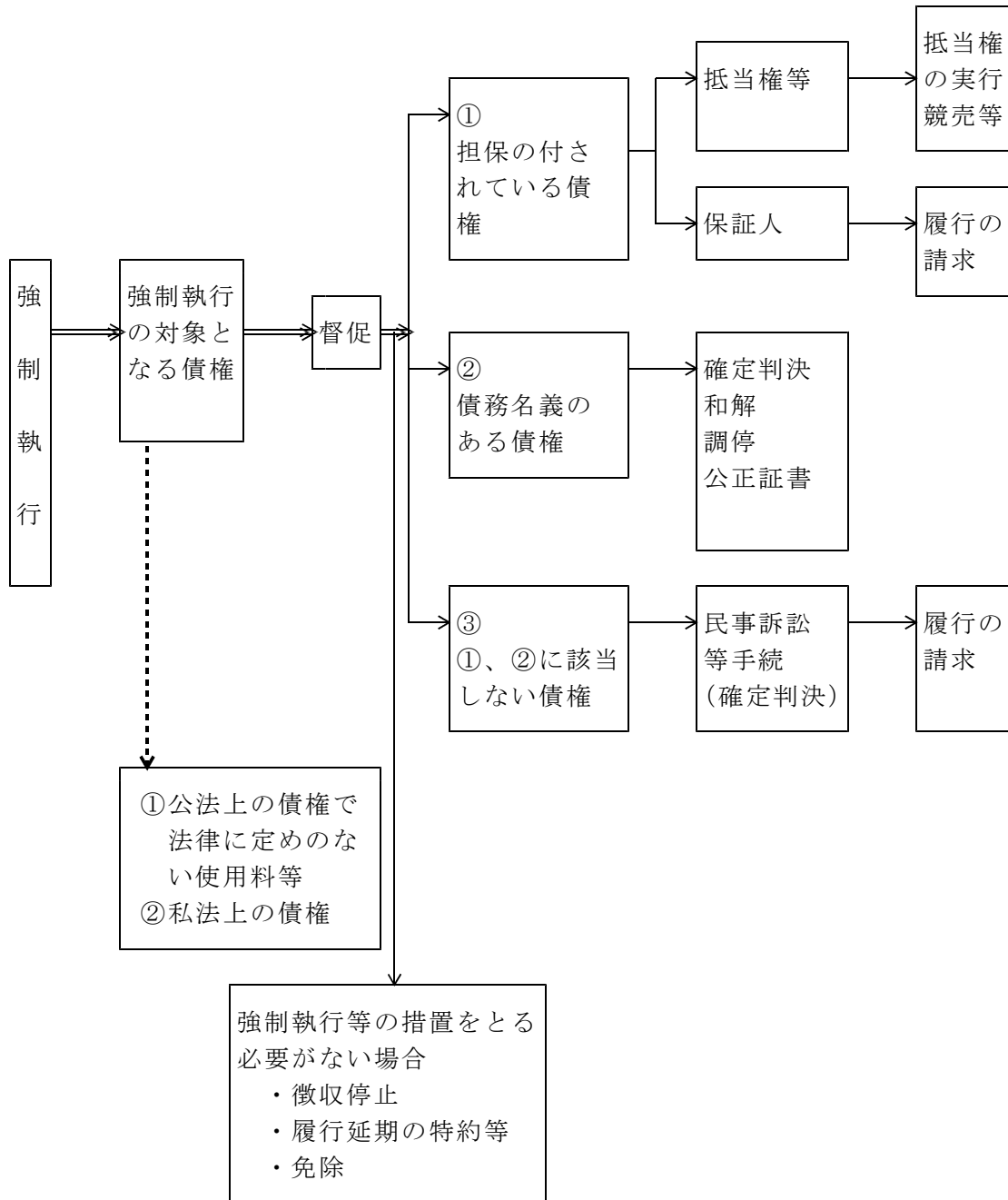
ウ 承諾

(3) 強制執行(差押え、仮差押え)

債務名義を得て、請求しても相手方が支払に応じない場合に強制執行を検討することとなる。



ア 強制執行の概要

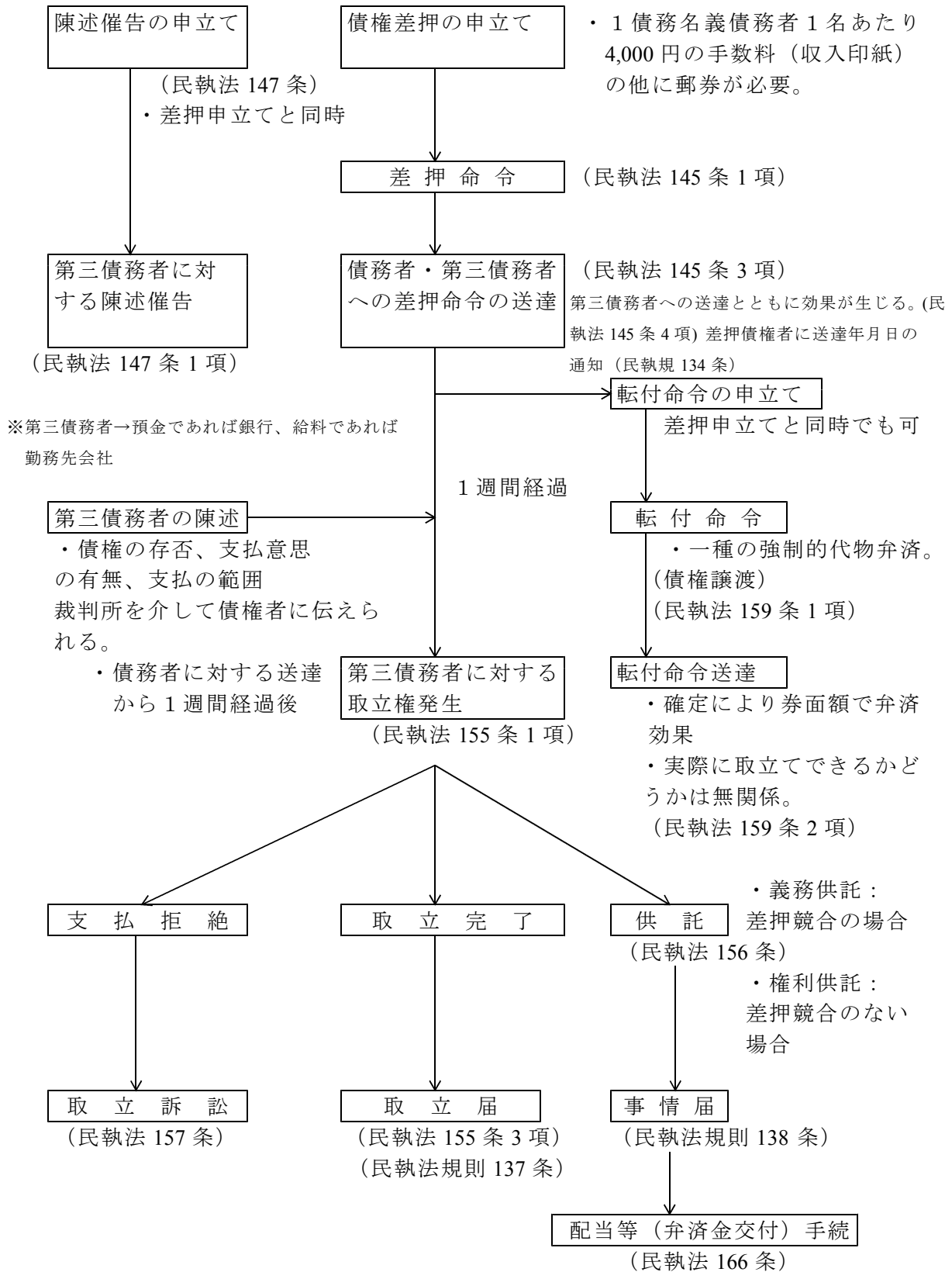


※ 強制執行の前に相手方の財産調査を行う。

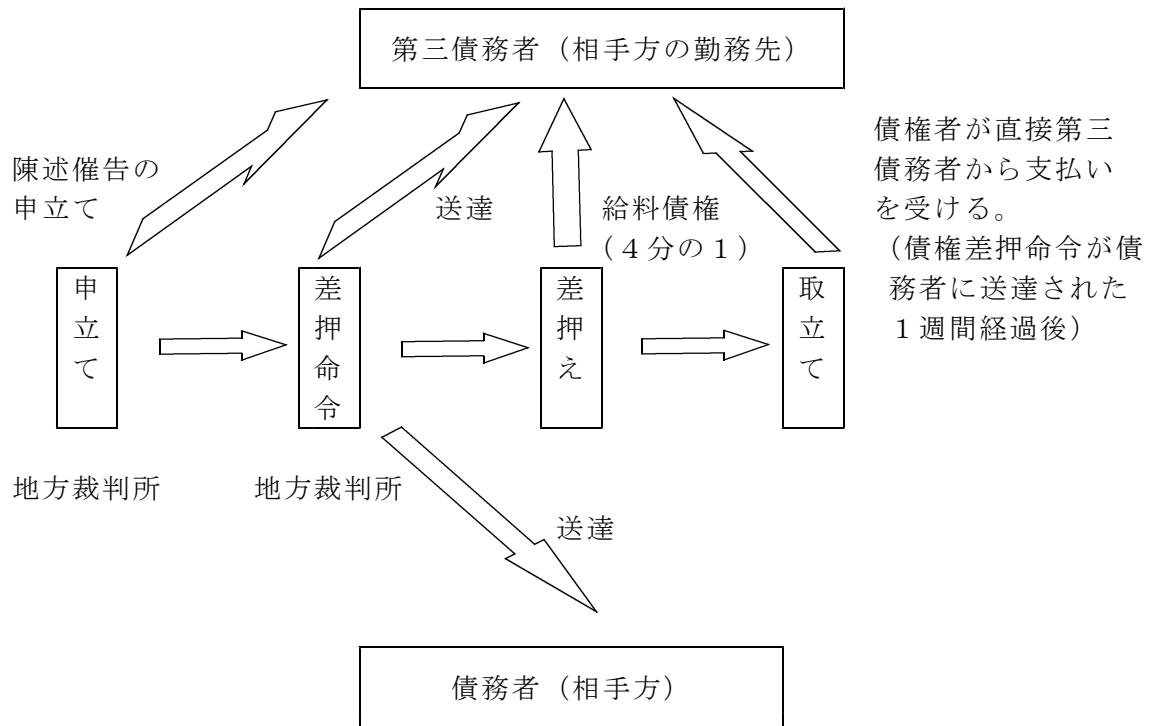
※ 執行文を付した執行力のある債務名義（仮執行宣言付支払督促や少額訴訟判決には執行文は不要。）と送達証明書が必要。

イ 債権執行手続の概要

(ア) 債権執行の流れ



(イ) 給料を差し押さえる場合の例



- ※ 管轄裁判所については、相手方の住所地を管轄する地方裁判所となる。  
(ただし、少額債権執行は少額訴訟を行った簡易裁判所にも申立てが可能)
- ※ 法律上、差押えが禁止されている債権もある事に留意する。

(ウ) 仮差押 (通常 (民事) 訴訟の場合)

自治体の長は、債権を保全するために必要があると認める時は、債務者に対し、仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令171条の42項)

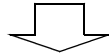
金銭の支払を目的とする債権について、相手方が債権の存在を認めず、通常訴訟等の手続きを経て強制執行を行う際に、相手方が強制執行以前にその財産を処分してしまう恐れがある場合、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがある場合(例えば、債務者が財産の毀損、贈与、隠匿、担保権の設定などを行うおそれのあるときなど)は、直ちに暫定的な保全措置の必要がある場合にこれを阻止するために申し立てることができる。(民事保全法20条)

よって、債権者としては、債務者に対して金銭の支払いを請求する訴訟を提起する前に、仮差押えを得ておくと、後に確定判決を得て、強制執行を行うときに、仮差押えの段階で財産の差押えの効果を保全することができる。

## (エ) 仮差押え手続の概要

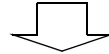
### 申立ての準備

- ・申立書及び証明書類の作成、添付書類の準備



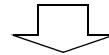
### 申立書などの提出

- ・訴訟（「本案」という。）を管轄する裁判所か、仮の差し押さえる物の所在地を管轄する裁判所



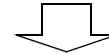
### 裁判官との面会

- ・担保（保証金）の金額の決定（通常、請求債権額の2～3割、あるいは仮差押物件の固定資産評価額の2～3割）



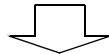
### 立担保の手続

- ・法務局に出向いて供託手続を行い、供託書をもらう。



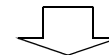
### 決定正本の受領

- ・保全を申し立てた裁判所に供託書の写し（照合するため原本も持参する）や当事者目録、請求債権目録などの目録（必要な数を確認する）、郵券などを提出。



### 保全の執行

- ・執行官に執行申立て（動産仮差押えの場合）
- ・執行官室に執行申立書、仮差押え決定正本などを持参して申し立てる。執行申立てに対する予納金を納める。
- ・裁判所から決定正本送達（債権仮差押えの場合）



### 事後処理

- ・担保取消の申立てと供託原因消滅証明申請を裁判所に対して行い、供託原因消滅証明書をもって、法務局に行き、供託した保証金を返してもらう。